

関係各位

市発注工事の前払金及び中間前払金制度について

市では、公共工事の適正な施工の確保と受注企業及び下請企業の資金の円滑化を図るため、前払金及び中間前払金制度を導入していますのでご活用ください。

1 前払金制度について

制度概要

・前払金は、資材の購入など建設工事の初期に必要な資金を手当てするために、請負代金の一部を支払うものです。

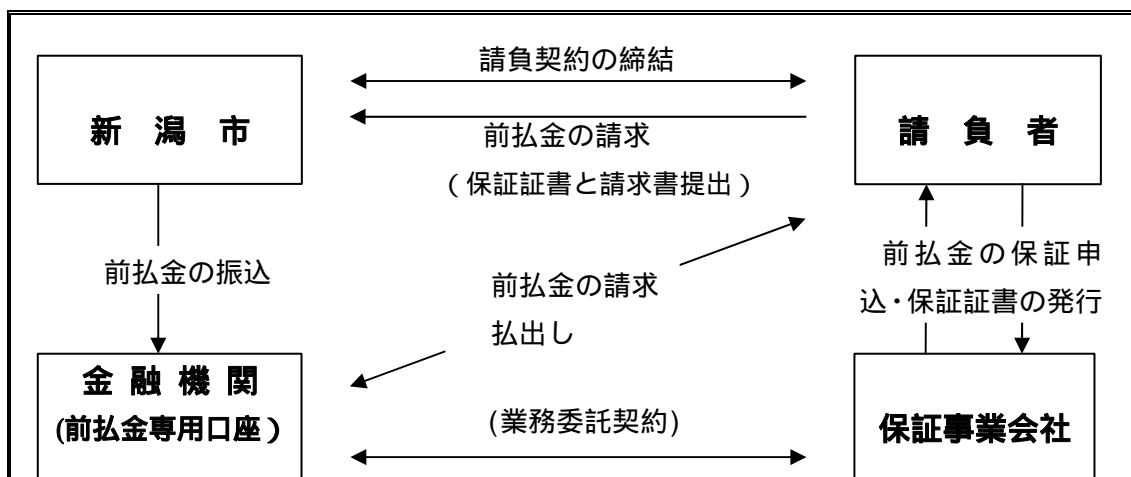
対象工事

・設計金額 2 5 0 万円超の建設工事

支払割合

・請負金額の 40% 以内（2 年度以上にわたる工事については、当該年度割予算額の 40% 以内になる場合もあります。）

前払金手続きの流れ



留意点

「前払金の請求払出し」については、法律の規定により保証事業会社には前払金の使途の監査が義務付けられているため、必要書類の審査があります。詳細については、保証事業会社へお問い合わせください。

問合せ先（新潟県内の保証事業会社）

・東日本建設業保証株式会社 新潟支店 0 2 5 - 2 8 5 - 7 1 5 1

2 中間前払金制度について

制度の概要

・中間前払金は、既に前払金（請負金額の40%以内）を支払った建設工事で、一定の要件を満たしている場合に、請負金額の20%を中間前払金として追加して支払うものです。

対象工事

・既に前払金の支払を受けている建設工事に適用します。
ただし、部分払いを行うこととしている建設工事を除きます。

適用要件

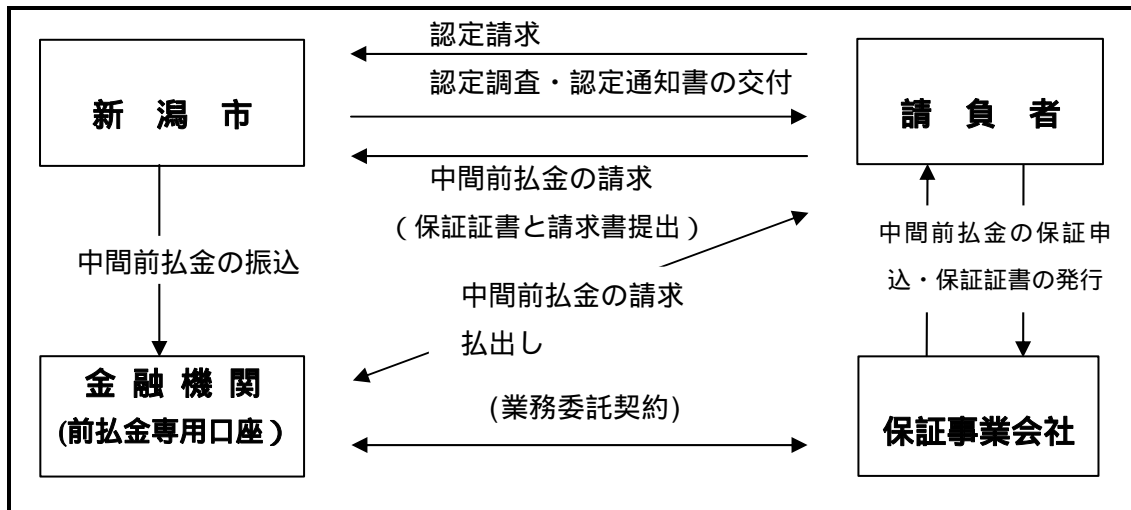
次の要件をすべて満たしている必要があります。

工期の2分の1を経過していること。
工期の2分の1を経過するまでに実施すべき工事が終了していること。
工事の進捗率が請負金額の2分の1（出来高が50%）以上の額に相当していること。
前払金と同様に、保証事業会社の保証（中間前払金保証）が必要です。

支払割合

・請負金額の20%以内で、既に支払を受けている前払金との合計額が請負金額の60%以内

中間前払金手続きの流れ



認定請求

中間前払金を請求する場合は、工事担当課に「中間前払金認定請求書（様式1号）」を提出してください。

・添付資料

「工事履行報告書（様式第2号）」、「工程表」、「工事写真（着手前、現況）」

認定調査・認定通知書の交付

工事担当課が中間前払金の要件を満たしているか認定調査を行い、概ね7日以内に「中間前払金認定通知書（様式第3号）」を交付します。

保証申込，保証証書の発行

保証事業会社へ工事担当課が交付した「中間前払金認定通知書（様式第3号）」を提出し，中間前払金の保証契約を締結，保証証書の発行を依頼してください。

中間前払金の請求

新潟市指定請求書（工事用）に，保証事業会社が発行した保証証書（原本）を添付し，工事担当課（または予算執行課）に提出してください。

中間前払金の振込

前払金と同様に，請負者が指定する金融機関に中間前払金を振込みます。

「中間前払金の請求払出し」については，必要書類がありますので，「保証事業会社」にお問い合わせください。

「中間前払金認定請求書」等の様式については，別添「中間前払金取扱要領」をご覧ください。

3 前払金及び中間前払金の保証手続き等に関する問合せ先（新潟県内の保証事業会社）

東日本建設業保証株式会社 新潟支店

・電話 025 - 285 - 7151

・ホームページアドレス <http://www.ejcs.co.jp/>

保証事業会社とは，「公共工事の前払金保証事業に関する法律」の規定により，国土交通大臣の登録を受けて前払金保証事業を営む会社をいいます。